神栖市立学校におけるより良い学期制の在り方について

（答申）

令和７年８月２０日

神栖市立学校二学期制検討委員会

目次

１．　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．　答申

　　○　アンケート調査の結果より・・・・・・・・・・・・・・　１

　　○　神栖市立学校二学期制検討委員会による意見交換・・・２

　　○　結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　　○　提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３．　おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４．　資料

　　資料１　神栖市立学校二学期制検討委員会の開催日・内容

　　資料２　アンケート調査の結果

　　資料３　神栖市立学校二学期制検討委員会設置要項

　　資料４　神栖市立学校二学期制検討委員会名簿

１．はじめに

現代の教育を取り巻く環境は急速に変化しており、学校現場においては、児童生徒の多様な学びのニーズに対応しつつ、持続可能で質の高い教育活動を展開していく必要があります。こうした中で、市では従来の三学期制を見直し、二学期制を導入することが適当といたしました。

長年にわたり三学期制を採用してきましたが、教育課程の見直し、行事・評価事務の分散、教職員の働き方改革など、学校運営全体の効率化が求められる中で、より柔軟で計画的な教育活動を実現するための学期制度の検討が課題として浮上しました。また、県内では、４４市町村のうち２７市町村が二学期制を導入、さらに検討を考えている市町村もあり増加傾向にあります。

このような背景の中、より良い教育活動を展開するために、効果的な教育課程はどのようなものかを検討する必要があるととらえ、神栖市立学校二学期制検討委員会を設置し、議論を進めることにいたしました。

目的としては、効果的な教育課程を編成することにあると考えます。具体的には、子どもたちが、新しい時代に必要となる資質・能力を育むための時間を生み出すこと、そして教員が、子どもと向き合う機会や場面を増やし、学習面や生活面をより一層充実させることを目指すことです。

当委員会では、教育の専門的見地からの検討だけでなく、保護者・教職員といった多様な立場からの意見を踏まえた議論を重ねてまいりました。また、市長をはじめとする行政関係者が参加する総合教育会議においても、教育行政の方針として学期制改革の方向性が示されております。

本答申においては、二学期制導入の目的と期待される成果を明示し、教育活動の円滑な運営に向けた提言を行うものです。

２．答申

○ アンケート調査結果より

導入の検討に際し、私たちは保護者および教職員を対象としたアンケート調査を２回実施し、多くの貴重な意見をいただきました。（資料２参照）

〔1 回目〕令和６年１１月実施

回答：保護者１９７１件　教職員３６８件

アンケート調査の結果より、保護者の回答が、すべての質問において「どちらでもよい」が５０％を超えていました。

保護者からの意見では、

・先生の負担が減るのであれば、どちらでもよい。
・変える必要性を感じない。
・通知表の回数、テストの回数がどうなるのか。

これらの回答結果を受け、さらに保護者の意見を反映させたいと考え、２回目のアンケート調査を実施しました。

〔２回目〕令和７年３月実施
回答：保護者２４１件

内容は、肯定的な意見２００件、否定的な意見２４件、その他１７件でした。

肯定的な意見では、
・子どもたち一人ひとりと向き合える時間を充実させてほしい。
・子どもたちにとって、より深い学習が得られることを望む。

否定的な意見では、
・テスト範囲が広くなり、子どもの負担が増す。
・３学期制は長期休暇で節目があってわかりやすい。

その他の意見として、
・長期休業はいつから、いつまでになるのか。
・二学期制によって行事の調整が必要となるのかが理解できないので、もう少し詳細な説明がほしい。

これらの意見は、今後の二学期制の運用において、制度設計をより実効的なものにするための重要な手がかりとなりました。

○ 神栖市立学校二学期制検討委員会による意見交換

アンケート結果をもとに令和６年１２月に二学期制検討委員会を発足させ、令和７年８月の答申に至るまで、４回実施し、以下の観点から議論を行いました。（資料１参照）

・学習内容の定着と評価の分かりやすさ
・学校行事・定期考査の適切な分散
・教員の働き方改革との整合性
・高校入試など進路への影響

その中で、より持続可能で教育効果がみられる制度として、二学期制が有効であるとの意見が多数出されました。

二学期制の導入により、以下のような成果が期待されます。

・教員が子どもと向き合う時間が増える。

・学期ごとの授業期間が長くなることで、教員はより計画的な指導が可能となる。
・定期テストや行事が分散し、子どもたちの精神的負担が軽減される。
・教職員の働き方改革の一環としても意義がある。

○ 結論

前述の検討委員会での意見交換や保護者および教職員を対象としたアンケート結果等により二学期制は、課題はあるもののさらなる教育効果が期待できるものと考え、二学期制の導入が適当であると結論に至りました。今後も、継続的な評価と改善を行い、より良い教育環境を構築していくことを望みます。

○ 提言

二学期制導入に際して、市教育委員会及び学校は、次のような課題に対応していく必要があります。

① 評価制度の充実

通知表の回数が減ることによる不安を解消するため、学期の中間における学習状況のフィードバックの機会｛個別面談・学習報告書（テストや評価）・保護者会など｝を積極的に設けることを提言する。

② 進路指導の強化

受験への影響が出ないよう、高等学校等との情報共有を徹底するとともに、調査書の作成に努めることを提言する。

③ 保護者・地域への丁寧な説明

制度変更の趣旨と利点を継続的に説明し、保護者・地域の理解と協力を得られるよう、広報活動と相談体制を充実させることを提言する。

３．おわりに

二学期制の導入は、単なる制度変更ではなく、子どもたち一人ひとりの学びの質を高めるための重要な教育改革の一環です。今後も、保護者・教職員・地域とともに、子どもたちが主体的に学び、健やかに成長できる環境づくりに努めていただきますようお願いいたします。

本答申が、今後の本市の教育行政の一助となることを願い、ここに報告いたします。

資料１　神栖市立学校学期制検討委員会の開催日・内容

〔令和６年度〕

第１回　令和６年１２月４日　１６：００～１７：００　神栖市役所
５０１会議室

〇報告事項
（１）学期制に係る県内等の状況について
〇協議事項
（１）他市の二学期制の導入について
（２）保護者および教職員を対象としたアンケート調査の結果を踏まえた検証について

第２回　令和７年２月１３日　１５：３０～１６：３０　神栖市役所分庁舎
会議室１

〇協議事項
（１）二学期制の導入についてのメリット、デメリットについて
（２）保護者を対象としたアンケート調査の内容について

〔令和７年度〕

第１回　令和７年５月２２日　１５：３０～１６：３０　神栖市役所　庁議室
〇協議事項
（１）保護者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえた検証について

第２回　令和７年７月４日　１５：３０～１６：３０　神栖市役所　庁議室
〇協議事項
（１）二学期制を実施している他市の状況について
（２）検証結果等に基づく「よりよい学期制」の在り方について
（３）「よりよい学期制」に向けた答申及び提言の内容について
（４）広報活動の内容について
（５）意見交換

資料２　アンケートの結果

１回目

令和６年１１月実施：保護者１９７１件　教職員３６８件回答

①　学習効果を考えた場合

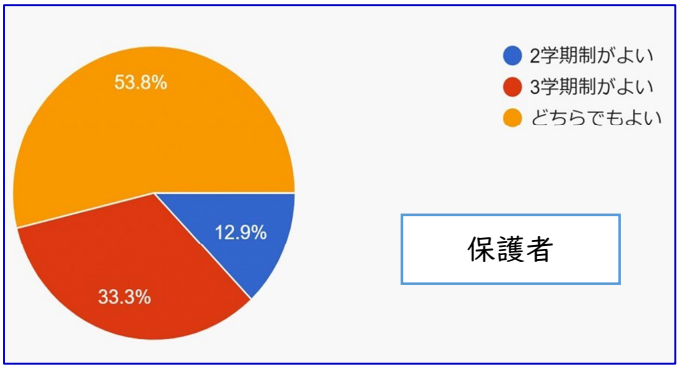

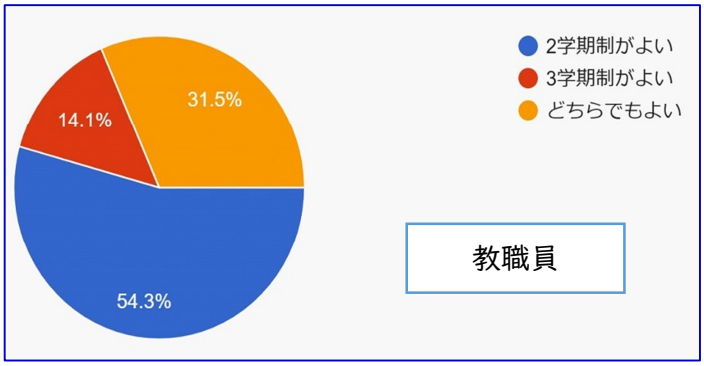

②　生活のリズムを考えた場合

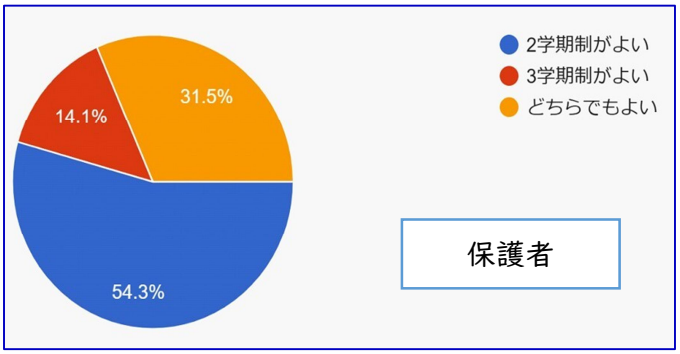

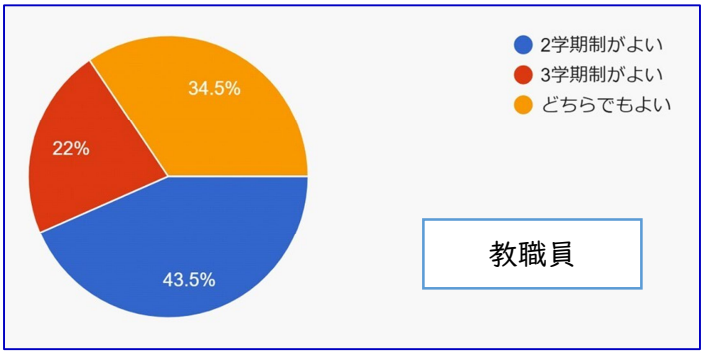

③　授業計画や学校行事を考えた場合　教職員のみ回答

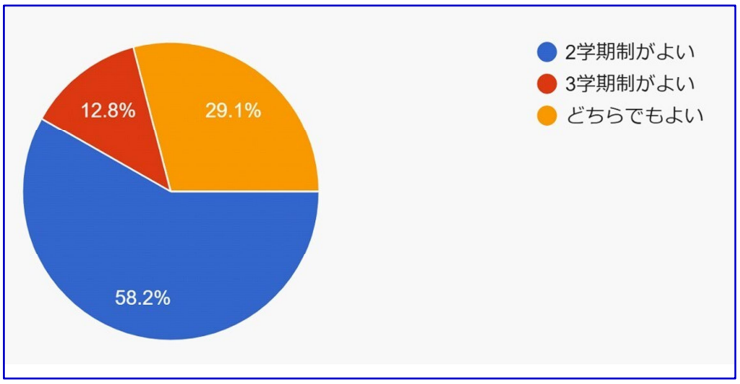

④　保護者からの主な意見

・学習の定着が心配

→ 長期的に授業が続くことで、子どもが疲弊したり学習リズムを崩さないかを心配する声がありました。

・通知表が年２回になることで評価が見えにくい

・進路指導や入試への影響が懸念される

→ 受験を控えた中学生の保護者からは、成績反映への不安が多く見受けられました。

⑤　教職員からの主な意見

・授業に集中できる時間が増える

→ 評価事務が年２回になることで、その分授業や児童・生徒と向き合う時間が確保できるとの声がありました。

・行事の集中が避けられる

→ 二学期制によって、年間を通じた指導計画が立てやすくなるという意見がありました。

・通知表の回数が減ることへの対応が必要

２回目

令和７年３月実施：保護者２４１件回答

質　問 ： 二学期制導入について

回　答 ： 肯定的な意見 200件　　否定的な意見　24件　　その他17件

肯定的な意見　例

・教職員の負担を減らす事が可能との事で、非常に大きなメリットだと思う。早急に変更すべき。
・ 子どもたち一人一人と向き合える時間を充実させてほしい。
・ 子どもたちにとって、より深い学習が得られることを望む。
・ 2学期制には長期的な学習計画を立てやすく、行事の準備期間を確保しやすいといったメリットがある。
・ 子どもは適応するのに、さほど時間はかからないかと思う。
・ 新しいことをはじめる時は不安がつきものだが、コロナ禍と同様慣れてしまえば対応できる。
・ 家庭の体制はそんなに変わらない感じがする。
・ 高校でも導入されている。
・ 他市でも導入されているが、不満の声を聞かない。

否定的な意見　例

・ テスト範囲が広くなり、子どもの負担が増す。
・ 教職員や子どもの負担を減らすならば、行事や学習の範囲を減らす。
・ 3学期制は長期休暇で節目があって分かりやすい。
・ これ以上ゆとりのある教育制度にしたら子どもたちの学力低下が心配。
・ 評価の回数が減ることで、成績が下がった場合、取り戻す機会も減ってしまうことが心配。
・ ただ教職員の仕事を減らしたいだけだと思う。
・ 教職員の業務の負担が軽減されるのはいいが、子どもたちにとって長期の目標を立てるのは難しいと思う。
・ 今のまま3学期制でいい。
・ 子どもにとって、学期の区切りが明確な方が適している。

その他の意見　例

・ 長期休業はいつから、いつまでになるのか。（長期休業はあるのか、何日間あるのか）
・ 夏休みがないのか。
・ 下校が早くなるのか。
・ 2学期制によって行事の調整が必要となるのかが理解できないので、もう少し詳細な説明がほしい。
・ 2学期制のメリット、デメリットをよく説明してからアンケートをとってほしい。
・ 導入している自治体の課題や問題点等を学校、児童生徒、保護者と共有して納得ができる体制で行ってほしい。

資料３　神栖市立学校二学期制検討委員会設置要項

（設置）

第１条　神栖市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）における二学期制の導入等について協議し、調査検討するため、神栖市立学校二学期制検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（調査検討事項等）

第２条　委員会は、教育委員会の審議に資するため、二学期制の導入における有効性、課題及びその解決方法、教育課程の見直し等に関する事項その他必要な事項について調査検討する。

２　委員会は、前項の規定による調査検討の結果に基づく意見書を教育委員会に提出するものとする。

（組織）

第３条　委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）校長会代表
（２）教頭会代表
（３）幼稚園ＰＴＡ代表
（４）小学校ＰＴＡ代表
（５）中学校ＰＴＡ代表
（６）教育委員会教育部長
（７）学務課長
（８）教育指導課長

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条第２項の規定により意見書を提出する日までとする。

（委員長）

第５条　委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める。

（副委員長）

第６条　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）
第７条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（事務局）
第８条　委員会の事務局は、学務課及び教育指導課に設置する。

（その他）
第９条　この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則
（施行期日）
この要項は、公布の日から施行し、令和６年１２月１日から施行する。

（準備行為）
この要項の施行日前においても、手続き等の必要な準備行為を行うことができるものとする

資料４

神栖市立学校二学期制検討委員会名簿

	役　職	氏　名	備　考
1	委員長	多辺田　弘之	校長会代表（神栖第四中学校）
2	副委員長	佐々木　仁	副校長教頭会代表（軽野東小学校）
3	委　員	稲垣　幸子	幼稚園 PTA 代表（須田幼稚園）
4	委　員	川原　達也	小学校 PTA 代表（大野原西小学校）
5	委　員	田邊　明	小学校 PTA 代表（須田小学校）
6	委　員	石川　伸也	中学校 PTA 代表（神栖第二中学校）
7	委　員	伊東　和可奈	中学校 PTA 代表（波崎第二中学校）
8	委　員	新井　崇人	教育委員会教育部長
9	委　員	保立　純子	教育委員会教育次長
10	委　員	山本　勝	教育委員会学務課長
11	委　員	浅沼　博	教育委員会教育指導課長

事　務　局

	所　属	氏　名	備　考
1	学務課	羽石　哲也	課長補佐
2	教育指導課	伊奈　大輔	課長補佐
3	教育指導課	長末　憲子	指導主事
4	教育指導課	増田　満彦	指導主事
5	教育指導課	川島　友美子	指導主事